

平成 24 年 12 月 25 日

各 位

株式会社関西アーバン銀行

「経営革新等支援機関」の認定について

株式会社関西アーバン銀行（頭取：北 幸二）は、平成 24 年 12 月 21 日、「中小企業経営力強化支援法」に基づいた「経営革新等支援機関」の認定を受けましたので、お知らせいたします。

経営革新等支援機関は、中小企業の皆さまの経営課題が多様化・複雑化する中、「財務や会計等の専門性の高い知識を有し、中小企業支援の担い手となる機関」として認定されるもので、中小企業の皆さまが抱える経営課題解決に向けた助言等を通じて、経営力強化の支援を行う役割を担います。

当行は、平成 24 年 11 月 19 日より、信用保証協会制度「経営力強化保証制度」について取り扱いを開始しておりますが、今後、認定経営革新等支援機関として、地域企業の皆さまとのリレーションシップをより一層強化するとともに、コンサルティング機能および金融仲介機能の発揮に努めてまいります。

1. 経営革新等支援機関の業務内容

- (1) 経営状況の分析
- (2) 事業計画の策定支援・実行支援
- (3) 事業承継・M&A に関する相談・実行支援
- (4) ビジネスマッチング
- (5) 海外展開支援

2. 相談窓口

事業性貸出業務を取り扱う営業店（114 ヶ店）

以 上

関西をもっと元気に!!

 **関西アーバン銀行**